

4月27日に臨時議会が開催されました。

小山市独自のコロナウイルス感染症に係る各種支援策の補正予算が決定！

主な支援策については下記のとおりとなります。

小山市独自のコロナウイルス感染に係る支援策について

	種類	名称	支援概要
市民向け	減免	水道料金の減免	水道料金基本料金 4 カ月減免 (4 カ月合計が 3,872 円)
事業者向け	減免	水道料金の減免	水道料金基本料金 4 カ月減免 (4 カ月合計が 7,040 円)
保護者	給付	小中学生学習応援事業	小中学生一人につき 2,000 円の図書カード配布
保護者	給付	児童扶養手当臨時特別給付金給付事業	1 世帯 に 1 万円 (0 ~ 18 歳) の給付 ※1
中小企業	給付	中小企業等事業継続支援事業	売上高が前年同月比 30% ~ 50% 未満減 の 事業者 に 10 万円給付

※1 国の児童不要手当臨時特別給付金に一世帯 1 万円が上乗せになります。
また対象年齢が 0 ~ 18 歳に対象者が拡大となります。

※ 4月27日の臨時議会において上記以外の支援策についても決定しました。

小山市議会議員
大木 ひでのり

大木ひでのり後援会
小山市東黒田 2 1 6 - 2
TEL : 0285-45-5895
FAX : 0285-45-5767

